

2020年度民法第1問・解答例

1 1 XはYに対して、所有権（民法（以下、法令名省略）206条）に基づく妨害排除請求権としての移転登記抹消登記請求をしているが、これは認められるか。

Xは、甲を所有しており、現時点では甲についてYの登記が存在することから同請求の要件を充たす。

2 これに対し、Yは、本件売買契約は、99条1項によりXに効果帰属するため、Xは甲の所有権を喪失したと反論することが考えられる。

(1) ZはYとの甲の売買契約において、初めから一貫してXの名前を用いており、Xの代理人であるとの顕名がない。そこで、「本人のためにすることを示してした意思表示」（99条1項）が認められるかが問題となるも、顕名を要求する趣旨は、契約の効果帰属主体を明確にすることにあり、契約の効果帰属主体として本人が明示されているのであれば、直接本人名による顕名も有効であると考える。

したがって、上記要件は認められる。

(2) もっとも、本件ではXがZに対して「権限」を付与していないことは明らかである。

(3) よって、99条1項の要件を充足せず、同条項により本件売買契約の効果はXに帰属しないため、このYの反論は認められない。

3 次にYは、ZがXとしてYと締結した本件売買契約は、110条によりXに効果帰属するため、Xは甲の所有権を喪失したと反論することが考えられる。

(1) まず、売買契約を締結したZは、Xから甲についての抵当権設定の

2 登記手続をなす権限を与えていたに過ぎない。そこで、このような公法上の代理権限が、110条の「その権限」として認められるか問題となる。

抵当権設定の登記手続自体は、抵当権設定の合意により発生した物権変動について対抗力を与える公法上の行為に過ぎず、私法上の権利変動を惹起する行為でないことから、原則として110条の「その権限」の要件を充たさない。もっとも、当該行為が私法上の契約による義務履行のためになされる場合には、特定の取引行為の一環として、外観に対する信頼を保護する必要があることから、例外的に「その権限」の要件を充足する。

本件XによるZへの抵当権設定登記手続の委任は、XA間でなされた金銭貸借契約に基づく債務の担保として、甲に抵当権を設定するためになされたものである。したがって、本件抵当権設定登記手続は、上記のような私法上の契約による義務履行のためになされることは明らかである。

したがって、「その権限」として認められる。

(2) 次に、Zは、Xから甲の抵当権設定の登記手続についてのみ権限を与えていたにもかかわらず、その権限を越えて、甲の売買契約締結行為をしたものであるから、「権限外の行為」をしたといえる。

(3) 「正当な理由」は、代理権に対する相手方の正当な信頼を意味することから、「第三者」が、「代理人」について、「権限」がないことについて、善意無過失であることが必要である。

3

もっとも、本件のように、「代理人」が、直接本人の名前で「権限外の行為」をしている場合には110条を類推適用し、「第三者」がその行為を本人自身の行為であると信じたことについて「正当な理由」があれば、同要件を充たすと考える。「第三者」が本人自身の行為と信頼した場合であっても、その信頼を取引上保護すべき点で、「代理人」の代理「権限」を信頼した場合と異なるところはないからである。そして、その判断にあたっては、取引の内容、取引の主体、取引の方法等諸般の事情を総合的に考慮すべきである。

本件では、Zが契約当初から一貫して本人Xの名前を使用しており、Yとしては、ZをX本人であると認識していたといえる。そのうえ、Zは、契約書面も売主XとX名義で署名捺印していたことから、Yには、X本人による売買契約締結行為でないと疑うような事情は認められなかった。また、Zは、契約締結の際、Xから交付された実印等を用いており、実印等が日常取引において重要な機能を果たしていることからすれば、Yが本人による売買契約締結行為であると信じたことについても、契約に際し通常尽くすべき注意をしたものといえ、その他注意義務違反があったとみられる事情も見当たらない。

よって、Yには「正当な理由」があったといえる。

4 以上より、Yによる表見代理（110条類推適用）の反論が認められ、甲の売買契約の効果がXに帰属することから、Xの主張は認められない。

以上

4